

公式に意見を提出できるのは今回が最後のチャンス 辺野古サンゴ礁を守るため 意見を送ろう！



海はみんなのものだけど、
公有水面埋立申請、

埋め立てたいんで、
まあ、ひとつヨロシク
出願。



2013年3月22日、沖縄・辺野古のサンゴ礁を埋め立てる申請が出されました。

市民や専門家の、海を埋め立てる影響を危惧する

多くの声にきちんと向き合うことなく、事業者は段ボール箱5つの申請書類を置いていきました。

埋め立てを承認するかしないか、最終的に判断するのは県知事です。提出された申請書類や、関係者の意見を基にして、沖縄県知事が決定します。知事がNO！と回答してくれるよう、意見提出にご協力をお願いします。



辺野古サンゴ礁を守るため、公式に意見を提出できるのは今回が最後のチャンスです。この機会を逃さず、みんなで意見を送りましょう。辺野古の海を守りたいと思う人は誰でも意見を出すことができます。

注意1：意見提出期間は3週間のみです。7月18日木曜日までに沖縄県に届くよう、期限にご注意ください。

注意2：必ず差出人の氏名と住所を記してください。

注意3：提出意見は、日本自然保護協会のほか、県内団体でもとりまとめています。記入のしかた、期限などについては、お気軽に裏面の連絡先にお問い合わせください。

★この用紙の配布協力者を募集しています。多くの方に、ご署名いただけるようご協力お願いいたします。

はがき

郵送の場合は、
点線で切り取り、
50円切手を貼付して
投函してください。

900-8570
沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県
土木建築部海岸防災課 御中

沖縄県知事 仲井眞弘多様

辺野古の公有水面埋立申請に対して、利害関係者として意見を送ります。

私は、(計画地との関係であてはまる口にチェックをしてください)

- 観光で沖縄に行きます。
- 沖縄の物産を購入しています。
- こどもたちに、この海を見せたいと思っています。
- 埋め立てに使用される税金を納めています。
- 生物多様性を守る活動をしている一人です。
- 海にかかわる仕事をしています。
- その他 ()

氏名

住所

埋立申請への意見提出Q & A

Q：「利害関係者」とあるけれど、私が送ってもいいの？

A：利害関係者とは、自らが利害関係者と思う人です。意見は、誰でも送ることができます。法律では明記しておらず、特に限定的な解釈はされていません。公有水面、つまり、みんなの海を埋め立てることで困る人がいないかどうか意見を聞くのがこの手続きです。漁師や名護市民以外の方も利害関係者になれます。

Q：匿名で送ってもいいですか？

A：公有水面埋立法に基づく正式な意見とするには、住所・氏名をご記入ください。あなたのご意見が辺野古サンゴ礁を守る力になります。

オレ、うめしん
うめるぜ、バイビー。



Q：意見を送るのは、この用紙でなければダメですか？

A：書式・形式は自由です。下記にご紹介したはがきをコピーして送っていただくのも歓迎です。

Q：いま忙しいので、来月、送ってもいいですか？

A：公有水面埋立法に基づく意見の提出期限は、**告示・縦覧の最終日（7月18日木曜日 ＊郵送の場合は消印有効）**と決まっています。必ずこの日までに届くように郵送をお願いいたします。あなたの意見を最大限有効に活かすために、提出期限にご注意ください。

辺野古サンゴ礁の埋め立てに関する公式な手続きとして予定されている意見を送る機会は、これが最後です。ぜひ、この機会を逃さず、サンゴ礁を未来に届けるためのアクションをお願いします。

意見書キャンペーンキャラクター“うめしん”のみんなで、うめしんが持って来た申請書類の10倍、いや、100倍の意見を送ろう！

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

辺野古の公有水面埋立申請に対して利害関係者として意見を送ります。

<意見>

- ・私は、生物多様性豊かな辺野古・大浦湾のサンゴ礁は埋め立てるべきでないと考えます。
- ・サンゴ礁の海を埋め立ててしまったら、二度と元には戻せません。私たちが一緒に生きる仲間であるジュゴンやアオサンゴ群集を育むことのできる辺野古・大浦湾のサンゴ礁生態系を、子孫の代まで残したいと考えています。

日本の海を守る活動をご支援ください。寄付・会員を募集しています。

■ご寄付の送り先

郵便振替 00150-2-51775
加入者名 日本自然保護協会

公益財団法人
日本自然保護協会

〒104-0033
東京都中央区新川 1-16-10
ミトヨビル 2F
Tel.03-3553-4103
<http://www.nacsj.or.jp/>